

## 男性育休推進イベント（仮）開催業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

男性育休推進イベント（仮）開催業務

### 2 委託期間

契約日から令和7年3月15日

### 3 目的

男性の育休取得推進のため、経営者や人事担当者等を対象としたイベントの開催や、先進企業のインタビュー動画の制作により、男性も共に子育てする気運を醸成する。

### 4 業務委託の内容

#### （1）男性育休推進イベント（仮）開催業務

男性が育休を取得しやすい職場環境づくりへの理解を深めるイベントを開催する。

#### ア 開催日時等

- ・開催日は令和7年1月下旬を予定している。
- ・場所はさいたま市内の会場での実施を想定している。
- ・参加対象者は県内企業の経営者や人事担当者等100人以上とし、希望者が想定を上回った場合も県と協議の上、原則受け入れること。
- ・開催時間は1時間30分程度とする。

#### イ 内容

次の点を盛り込むこととし、県と調整の上決定する。

- ・イベントの名称は企業の関心を引き付けるものとし、受託者が提案すること。
- ・イベントは2部構成とし、第1部は講師による基調講演、第2部は県が選定した先進企業による事例紹介のほか、講師、企業及び大学生によるパネルディスカッションをファシリテーターを交えて実施すること。
- ・イベントを通して男性が育休を取得しやすい職場環境づくりに対する理解を深めることができること、また、働き方改革や企業にとって関心が高い人材定着・確保の視点を取り入れた内容とすること。
- ・パネルディスカッションにおいては、参加企業の意識を変えるため、大学生や就活生から見た働きやすい職場環境づくり、企業選びのポイントなど学生を交えた意見交換を行うこと。

## ウ 登壇大学生の調整

- ・ 受託者は前述のパネルディスカッションに登壇する大学や学生を確保するために大学へ募集等を行い、県と調整の上登壇者を選定すること。
- ・ 登壇する大学は県内外問わないが、さいたま市内の会場で実施することを想定し、近郊の大学、在住の学生とする。
- ・ 登壇者確定後、円滑にイベントを実施できるよう県と協力して各種調整を行うこと。

## エ 広報

- ・ 募集チラシを作成する。デザインは、案を2種類作成し、県と協議の上決定すること。
- ・ 印刷物とともに電子データ（編集可能な形式を含む）を納品すること。
- ・ 印刷物の仕様は、（3）アのとおりとする。
- ・ 印刷部数は、10,000部以上（うち8,000部は県に納品）とする。
- ・ DMにより募集チラシを県内企業等に2,000社以上に送付すること。
- ・ DMの送付先は、受託者が所有する企業情報等からリストを作成し、事前に県の承諾を得ること。また、送付した実績が分かるものを県に報告すること。
- ・ 申込状況により、募集チラシを追加で印刷すること。

## オ 運営・報告等

- ・ 講師の選定・依頼、当日の派遣や各種調整、関連資料の作成は、受託者が行うものとする。配布資料は当日までに必要部数を用意すること。また、講師への謝礼（内容は県と協議）を用意すること。
- ・ イベントに登壇する先進企業（5社程度）の選定は県が行う。企業への依頼、当日の派遣や各種調整、関連資料の作成は、受託者が行うものとする。配布資料は当日までに必要部数を用意すること。また、先進企業及び登壇学生への謝礼（合計20,000円程度を見込むこと）を用意すること。
- ・ 開催前に、県に対し当日の流れや役割分担等の事前の打合せを行い、遅くとも開催2週間前までに県の承認を得ること。その際、次第、進行シナリオ、参加者名簿、関係者役割分担表、会場図、配布資料、アンケートなど関係資料を用意すること。
- ・ 当日の運営、参加者受付、司会進行、講師による講演、質疑応答対応、アンケート実施・回収、写真撮影等必要な業務を行うこと。
- ・ 特設ホームページで申込みの受付を行うこと。その際には、情報セキュリティの確保、アクセシビリティに留意すること。
- ・ イベント当日の様子について動画を撮影する。撮影に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。また、事前に出演者への許諾が必要な場合は、原則として受託者がその手続の交渉を行うものとする。
- ・ 撮影した動画は、ファイル形式をmp4とし、記録媒体で納品すること。
- ・ 実施結果は、データ（ワード等）でイベント実施後1か月以内に報告すること。

実施内容、参加者、アンケート結果、その他履行確認が必要なもの等について記載すること。(様式任意)

- ・ 実施報告書の著作権は県に帰属するものとする。

#### カ 会場の確保等

- ・ さいたま市内の会場で実施する。会場手配は県が行うが、利用料は受託者が負担すること。なお、利用料は 300,000 円程度を見込んでいます。

### (2) 先進企業のインタビュー動画の制作

男性の育休取得に積極的に取り組む企業のインタビュー動画を制作する。

#### ア 企業との調整 (10月)

- ・ 県が選定した企業(5社程度)、県と受託者の3者で事前に打合せを行い、撮影スケジュール及びインタビュー内容等について調整を行う。

#### イ 動画の撮影 (10~12月)

- ・ 撮影に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。また、事前に撮影場所や取材対象者への許諾が必要な場合は、原則として受託者がその手続の交渉を行うものとする。
- ・ 撮影場所は任意の場所(インタビュー企業の所在地含む)で構わないが、撮影場所の手配は原則受託者が行うものとする。

#### ウ 動画の編集及び納品 (12月)

- ・ 就活生など視聴者に企業の取組や雰囲気伝わるよう、インタビュー内容をコンパクトに編集して納品する。なお、納品の前に、多様な働き方推進課及び出演者に事前に監修を受けること。
  - a 1企業あたり5分程度の動画を作成すること。
  - b ファイル形式は mov 及び mp4 とし、記録媒体で納品すること。

### (3) 広報チラシの作成

ア 募集チラシの印刷仕様は以下のとおりとする。

- ・ 規格：A4 頁数：2ページ 色数：4色刷 刷面：両面  
用紙：菊判62.5kg相当以上 ※環境に配慮した用紙の使用に努めること
- ・ チラシには原則として、以下の事項を記載すること。
  - a 「彩の国 埼玉県」
  - b 埼玉県の県章
  - c コバトンのイラスト+「埼玉県マスコット コバトン」
  - d さいたまっちのイラスト + 「埼玉県マスコット さいたまっち」

イ 広報物の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないように留意すること。

- ・ イラスト、動画等の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は埼玉県に帰属する。ただし、受託者が所有する写

真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。

- ・ 受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果品以外に使用する際には、受託者との協議・許諾等を要するものとする。

ウ 広報物は、県が校了の判断を行うまで校正すること。

#### (4) 完了報告

全ての事業終了後、事業の実施結果について、別途県が指示する項目に従い報告書を提出すること。報告書の著作権は県に帰属するものとする。

### 5 業務運営体制

#### (1) 運営管理責任者

本業務を統括する運営管理責任者を1人配置し、業務全体の進捗管理、県との連絡調整等の業務を行うこと。

#### (2) 業務担当者

4(1)の業務を実施する担当者を1人以上配置すること。運営管理責任者、業務担当者については、一部の業務において同一人が兼務しても構わないものとする。ただし、業務遂行に当たり支障が出ないよう必要な人員を配置すること。

#### (3) 問合わせ窓口の設置

本業務の問合わせ窓口（電話・FAX・メールアドレス）を設置し、対応すること。

### 6 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について、一切の責任を負う。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- (3) 受託者は、本業務において配置した全ての者に関して、県及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (4) 受託者及び本業務に関わる者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (6) 本業務にかかる経費は、本仕様書において県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (7) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。

- (8) 感染症の影響等に伴い、業務内容等を変更せざるを得ない状況となった場合には、県と協議の上、柔軟に対応すること。また、感染症の防止対策についても柔軟に対応すること。
- (9) 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合はその都度県と協議して決定する。
- (10) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、県と協議の上、適切に履行すること。

## 7 委託契約額の支払い

- (1) 本業務の実施に当たり、委託料により発生した収入がある場合は、県に返還しなければならない。
- (2) 委託料に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補填する義務を負わない。